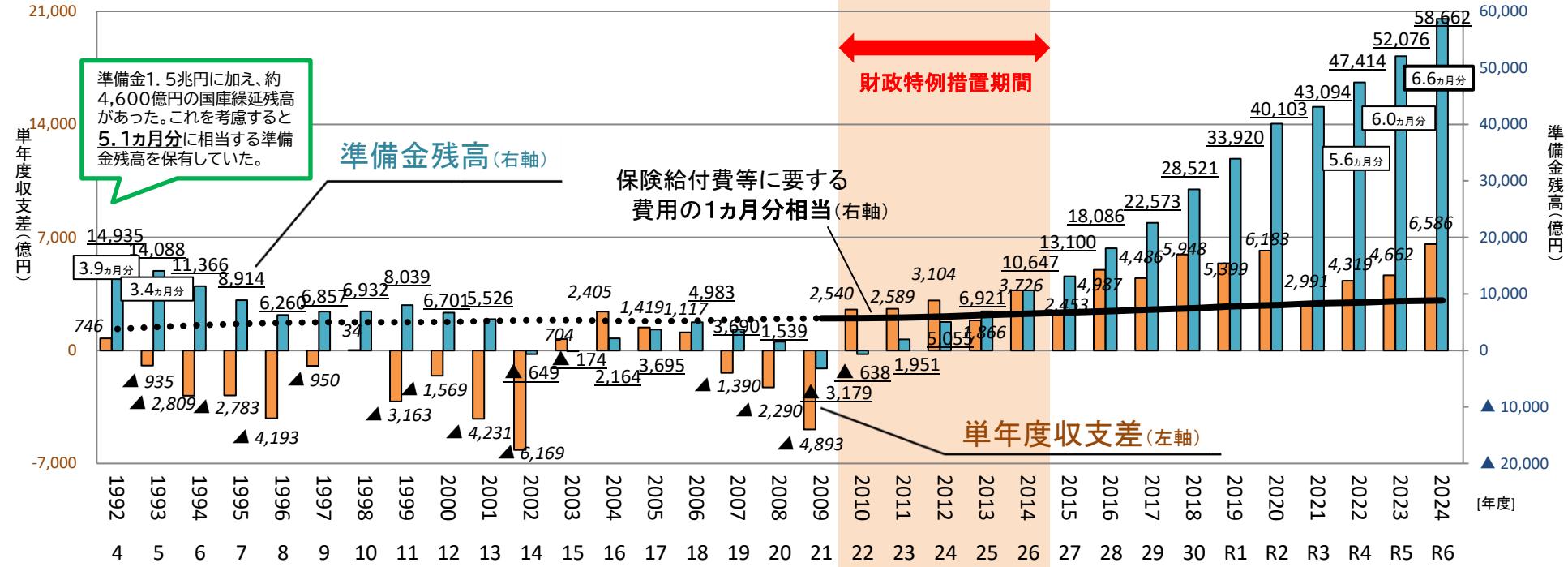


[参考データ] 単年度収支差と準備金残高等の推移（協会会計と国の特別会計との合算ベース）



(1992年度)
・国庫補助率
16.4%→13.0%

(1997年度)
・患者負担2割
制度導入

(2000年度)
・介護保険
制度導入

(2003年度)
・患者負担3割、
総報酬制へ移行

(2008年度)
・後期高齢者
医療制度導入

(1994年度)
・食事療養費
制度の創設

(1998年度)
・診療報酬・薬価等
のマイナス改定

(2002年10月～)
・老人保健制度の
対象年齢引き上げ

(2002・2004・2006・2008年度)
・診療報酬・薬価等の
マイナス改定

(2010年度)
・国庫補助率
13.0%→16.4%

保険料率

8.4% → 8.2%
(1992.4月～)

8.5%
(1997.9月～)

8.2%^(注2)
(2003.4月～)

9.34% → 9.50 %
(2010年度) → (2011年度)
→ 10.00 %
(2012年度～)

(注)1.1996年度、1997年度、1999年度、2001年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰延分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。また、2009年度以前は国庫補助の清算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。

2.2003年度は総報酬制（賞与に対しても標準報酬（月収）と同様に保険料を賦課）が導入されたことに伴い保険料率の見直しが行われている。

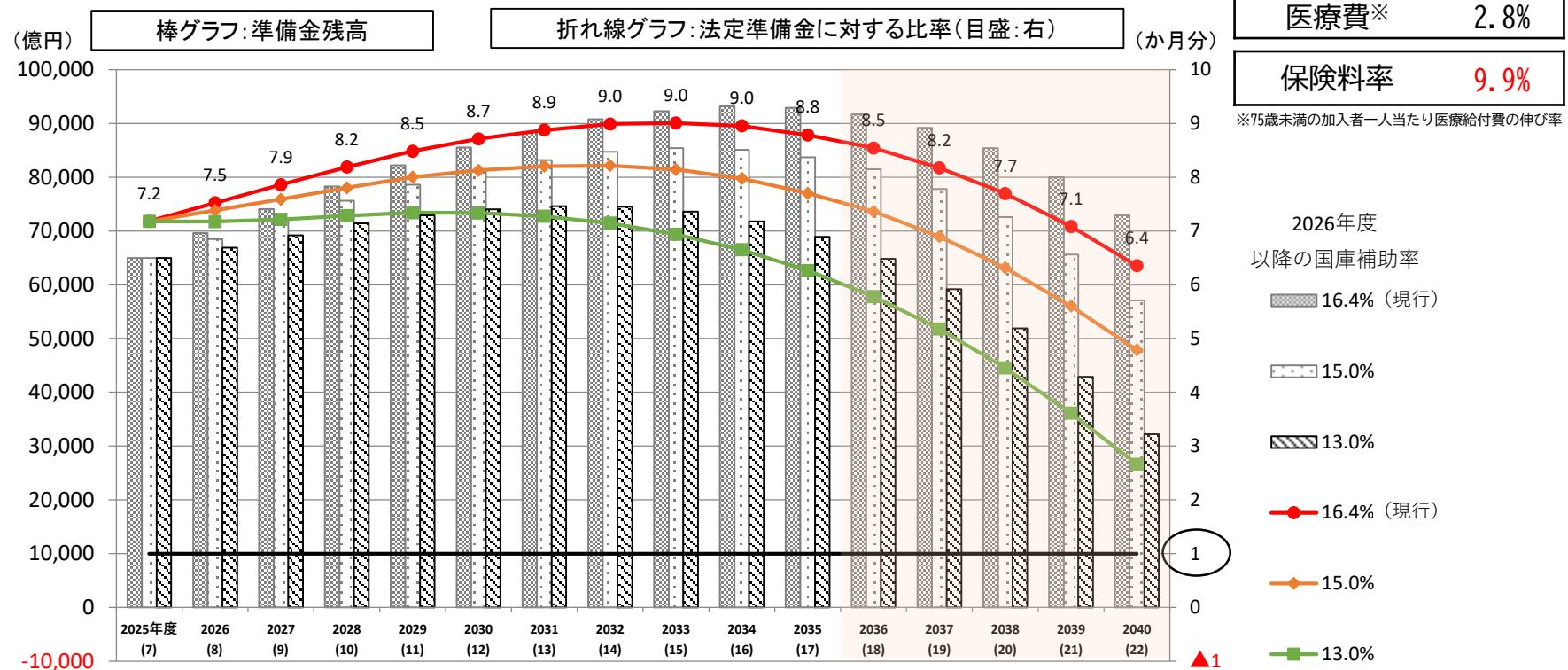
それまでの標準報酬ベースの8.5%は、総報酬ベースでは7.5%に相当していたが、8.2%（実質引き上げ）とされた。

3.2015年度の健康保険法改正で国庫補助率が16.4%とされ、併せて準備金残高が法定準備金を超えて積み上がっていく場合に新たな超過分の国庫補助相当額を翌年度減額する国庫特例減額措置が設けられた。

① 今後15年間の機械的試算（参考ケース）（2026年度以降保険料率9.9%）

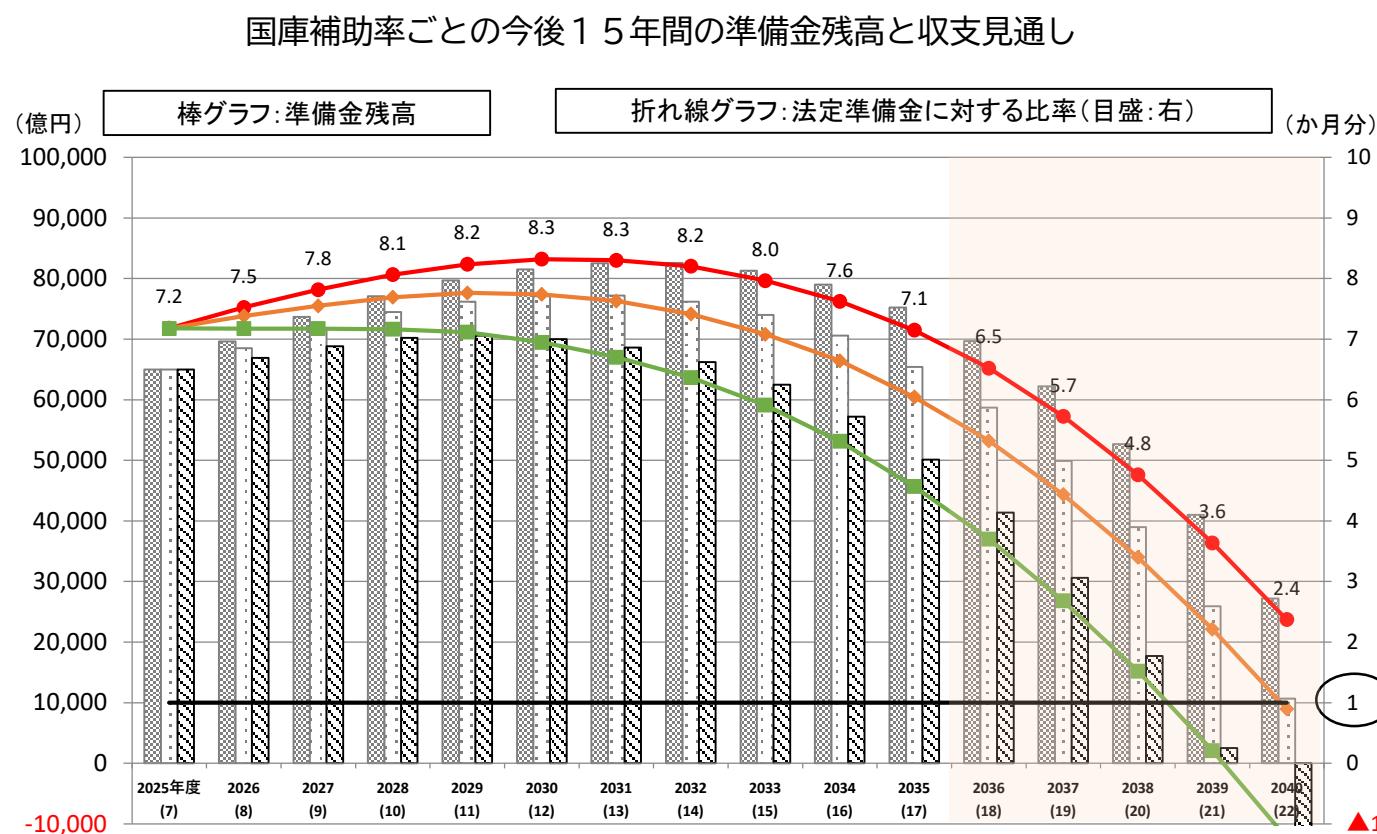
ケース I

国庫補助率ごとの今後15年間の準備金残高と収支見通し



単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R 9)	2028 (R 10)	2029 (R 11)	2030 (R 12)	2031 (R 13)	2032 (R 14)	2033 (R 15)	2034 (R 16)	2035 (R 17)	2036 (R 18)	2037 (R 19)	2038 (R 20)	2039 (R 21)	2040 (R 22)
16.4%(現行)	4,600	4,500	4,300	3,800	3,400	3,000	2,400	1,600	800	▲ 200	▲ 1,100	▲ 2,400	▲ 3,800	▲ 5,400	▲ 7,000
15.0%	3,500	3,700	3,400	3,000	2,500	2,100	1,500	700	▲ 300	▲ 1,400	▲ 2,200	▲ 3,700	▲ 5,200	▲ 7,000	▲ 8,500
13.0%	1,900	2,300	2,200	1,500	1,100	600	▲ 100	▲ 900	▲ 1,800	▲ 2,900	▲ 4,100	▲ 5,600	▲ 7,300	▲ 9,000	▲ 10,700

② 今後15年間の機械的試算（参考ケース）（2026年度以降保険料率9.9%）



ケースII

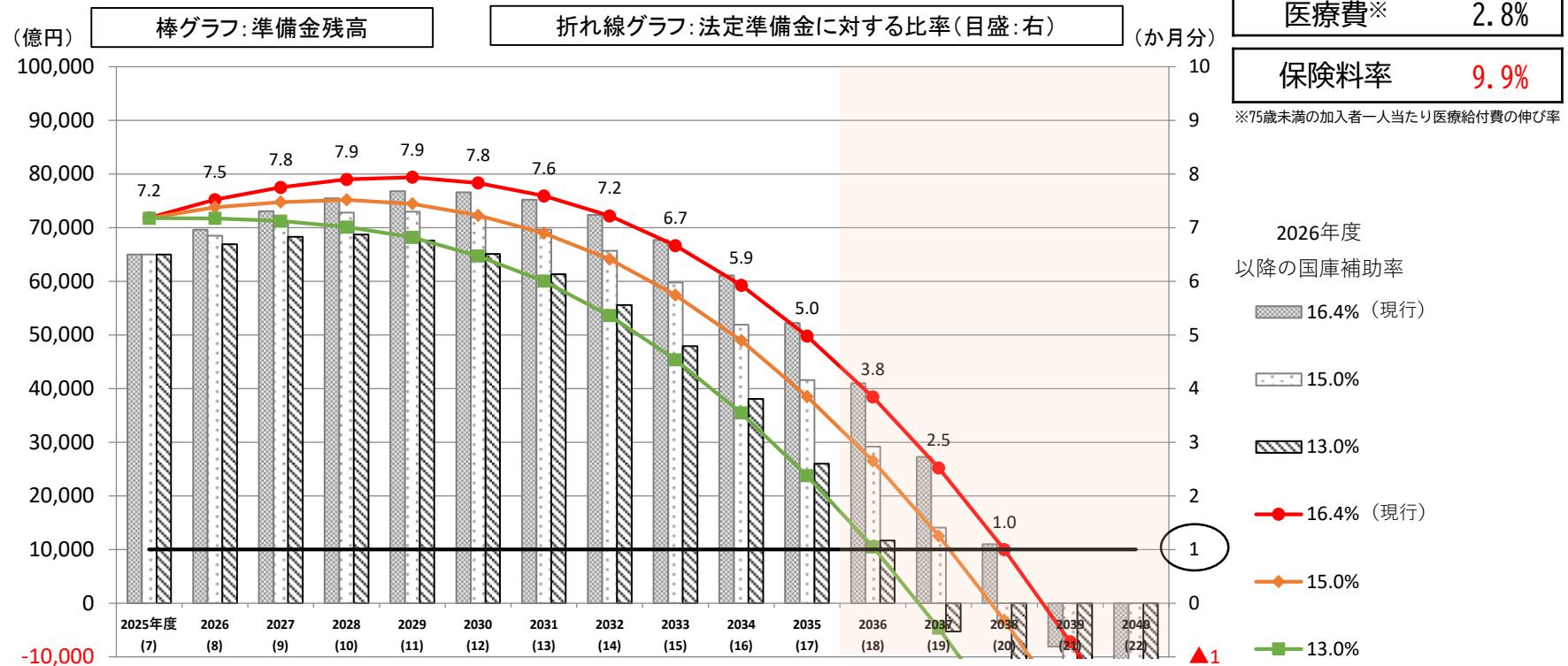
賃金上昇率	1.4%
医療費*	2.8%
保険料率	9.9%

単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R 9)	2028 (R 10)	2029 (R 11)	2030 (R 12)	2031 (R 13)	2032 (R 14)	2033 (R 15)	2034 (R 16)	2035 (R 17)	2036 (R 18)	2037 (R 19)	2038 (R 20)	2039 (R 21)	2040 (R 22)
16.4%(現行)	4,600	4,100	3,500	2,600	1,800	1,000	0	▲1,100	▲2,400	▲3,800	▲5,400	▲7,400	▲9,400	▲11,700	▲13,800
15.0%	3,500	3,300	2,700	1,700	900	100	▲1,000	▲2,200	▲3,400	▲5,200	▲6,700	▲8,800	▲10,900	▲13,100	▲15,200
13.0%	1,900	1,900	1,400	400	▲600	▲1,400	▲2,400	▲3,700	▲5,300	▲7,100	▲8,700	▲10,800	▲12,900	▲15,200	▲17,400

③ 今後15年間の機械的試算（参考ケース）（2026年度以降保険料率9.9%）

ケースIII

国庫補助率ごとの今後15年間の準備金残高と収支見通し



単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R 9)	2028 (R 10)	2029 (R 11)	2030 (R 12)	2031 (R 13)	2032 (R 14)	2033 (R 15)	2034 (R 16)	2035 (R 17)	2036 (R 18)	2037 (R 19)	2038 (R 20)	2039 (R 21)	2040 (R 22)
16.4%(現行)	4,600	3,600	2,500	1,100	▲ 100	▲1,300	▲2,800	▲4,500	▲6,600	▲9,000	▲11,000	▲13,600	▲16,300	▲19,100	▲21,700
15.0%	3,500	2,600	1,700	200	▲1,100	▲2,300	▲3,900	▲5,900	▲7,900	▲10,300	▲12,400	▲15,100	▲17,800	▲20,500	▲23,200
13.0%	1,900	1,400	400	▲1,100	▲2,500	▲3,800	▲5,700	▲7,700	▲9,800	▲12,100	▲14,300	▲17,000	▲19,700	▲22,600	▲25,300

「子ども・子育て支援金」って何?

「子ども・子育て支援金」は、少子化・人口減少が危機的な状況にある中で策定された「加速化プラン」の財源の一部であり、**子育て世帯に対する大きな給付の拡充を通じて、こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組み**です。

・少子化の傾向を改善することは、我が国の経済・社会システムの維持や労働力確保、国民皆保険の維持にもつながるため、高齢者や企業の皆様を含む**全世代・全経済主体**から医療保険料とあわせて支援金を拠出いただくこととしております。

いつから始まるの?

令和8年4月分保険料（5月末納付分）より、医療保険の保険料とあわせて拠出いただきます。

※児童手当の拡充、妊娠のための支援給付、出生後休業支援給付などの給付拡充施策は、支援金の開始を待たずに先行して実施しています（そのための財源は、子ども・子育て支援特例公債の発行により確保）

保険料はどのくらいになるの?

- 被用者保険の支援金額（月額）は、**標準報酬月額 × 支援金率**となるため、被保険者の所得（標準報酬月額）によります。
詳しくは、こども家庭庁HP「**子ども・子育て支援金制度の概要について**」でお示ししている「**子ども・子育て支援金に関する試算**」もご参照ください。

※支援金は令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入することとしており、令和10年度の支援金率は0.4%程度と見込んでいます。

※支援金は医療保険とは区分された仕組みであり、支援金が充てられる給付も法定されています（表面参照）。※また、法律において、歳出改革等により実質的な社会保障負担を軽減させることで、支援金を拠出いただくことによる社会保障負担率の上昇の効果がこれを超えないようになります。

$$\text{社会保障負担率} = \frac{\text{社会保障料負担}}{\text{国民所得}}$$

事業主に求められることは?

- 医療保険の保険料とあわせて事業主の皆様からも支援金を拠出いただきます。
- 被用者保険の料率（支援金率）については、**国が一律の率を示す予定**です。
- 給与明細書において医療保険料等と区別して支援金額が表示される取組について、ご理解・ご協力をお願いします。

